

令和7年第7回農業委員会議事録

令和7年7月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年7月25日
開催年月日 令和7年7月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時33分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

| 席次 | 氏名 | 席次 | 氏名 |
|----|-------|------|-------------|
| 1 | 常木 三郎 | 11 | 野原 重信 |
| 2 | 林 春政 | 12 | 島田 暁 |
| 3 | 武井 哲夫 | 13 | 宮澤 史明 |
| 4 | 朽原 仁 | | 農地利用最適化推進委員 |
| 5 | 野原 隆男 | 第1区域 | 堀口 栄一 |
| 6 | 鈴木 智子 | 第2区域 | 坂上 健司 |
| 7 | 井上ゆかり | 第3区域 | 須賀 勤 |
| 8 | 山口 俊司 | | |
| 9 | 齊藤喜久夫 | | |
| 10 | 松本 高正 | | |

○欠席委員

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 大谷 大河
事務局 小川 竜太

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は、13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が推進委員の野口委員よりありましたので、ご報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。

1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

7月16日、JAちちぶ本店にて、秩父地域農業再生協議会総会に出席いたしました。

また、7月22日、秩父市伝承館において秩父地区暴力排除推進協議会総会に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請5件についてについて

○議長 それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件についてを議題とします。

初めに、農地法第3条、番号1、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人が——にお住まいの——さん、次、譲渡人が——の——さん。

申請対象の土地が5筆ありまして、——、——、——、——、——の5筆、合計面積が3,587平米であります。

権利の内容が、売買による所有権移転となります。

申請の場所の図面ですね。下のところに書かれている、こちらの場所です。場所は、岩田の、——さんが、蕎麦大さわさんの真隣、こちらにコの字型になっている、この広い土地なんです、——さんのほうは、既にこの3,587平米のうち、1,744平米を既に賃貸借という形で使用している状態で、北側の部分に関しては、未耕作という状況であります。

農業従事者については、本人と奥さんの2人で、年間の従事日数は、本人が200日、奥さんが100日です。

資金計画は、土地購入費——円で、自己資金となります。

計画の内容については、こちらの3,587平米について、このうちの1,744平米を引き続きオーリーブ畑として作付をする予定であります。

北側の部分に対しては、今、竹林になっていたところを伐採して、今後、肥培管理した後、

作物については、ちょっと今検討中という段階であります。

農地の現況については、こちらが中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない農地のため、第2種農地と判断されます。

その他については、県の自然公園の第3種特別地域にあり、認定外道路に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

9番、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 22日に事務局の大谷さんと2人で現地を確認させていただきました。まず皆さん、見ていただきたいんですけども、3,500平米が一万円ということで、非常に安い土地の譲渡価格になっております。

裏側に写真がありますけれども、裏側の写真を見ていただきますと、——と——は、オリーブの木がもう植わっています。下の畑、——と——、この現地の写真で見ると確かなあれじゃないんですけども、これ崖で、向こうの奥に見える竹林の下が荒川です。崖になっていまして、竹林を伐採して、竹を切った状態、右のところがそうです。だから、非常にこれ、農地として今後活用するのよりは、キャンプ場としてやったほうがいいぐらいのところの立地です。

いずれにしろ、3条の申請で、現在オリーブ栽培を1,700平米でやっているということで、農業については、優良農地の保全という意味からして、いいことかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

担当推進委員の野口委員は、都合により現地確認欠席ということですので、これより本件に対する質疑を行います。

これ竹林は使えそうなの。

○9番齊藤喜久夫委員 農地には、いずれ砂で、崖ですから、景勝地としてはいいですけども、できれば、本当に荒川の上のキャンプ場、崖の上ですから、あそこのキャンプ場みたいになるかなという雰囲気はありますけれども、農地として今後、合う作物というか、あるかなというの、ちょっと微妙です。そんなのもあって、こういう値段になっているかなとも思っていますけれども、ちょっと詳しい内容までは、そこまでは、ちょっと申し訳ないです

けれども。

○須賀 勤委員 裏の写真のほうに、今、空いているところの宅地部分があるんですけども、これも農地か何かにする予定なんですか。

○事務局 これは、申請時に参考でつけていただいたんですが、この3筆、宅地となっているところなんですけれども、当初は何か建てる予定、家を建てる予定で購入されたようなんですが、接道要件を満たしていなくて、ちょっと残っちゃっている。

○須賀 勤委員 ここまで入っているのもあるだろうから、道も簡単に造れないし。

○事務局 あと、すみません、ちょっと写真資料で訂正があるんですが、この右上の881番1なんですけど、こちら、正しくは888番1ですね。

あと、申請土地のうち、883番1についての記載が裏面の写真にないんですが、これも、右上の888番1の、この青いビニールシートがある辺りです。

○9番齊藤喜久夫委員 オリーブは、寒さ、本人に聞いたのは、結構なかなか、この地域というのは冬寒いんで、枯れちゃわないかと心配だと聞いたんですけども、一応もう成木になって、収穫もできるような状況のもあるという話だったんで、まだ、種類は何種類か、ちょっと記憶にないんですけども、いろんな種類を植えて試しているような状態で、オリーブ自体は、生育はそんなに、気象条件に大きく左右されるような、というのはないみたいな言いぶりだったですね。

だから、ちょっと違う要件で野原さんと話したんですけども、矢那瀬で、大澤さんが今オリーブを植えたのに枯れちゃったというから、まずは、こっちの条件なのか気象の条件なのか、よく分からないんですけども、寒さは大丈夫みたいですね。だから、あと全部オリーブにできるのかなというふうな雰囲気はあります。

○議長 面白いよね、オリーブできたら。

○9番齊藤喜久夫委員 ただ、商売になるかどうかは別の問題なんで、オリーブで油、小豆島のオリーブオイルとか、そういう用件なんかだと、オリーブオイルにするんだったらいいんですけども、あと、実を食べるとい、らしいんですけども、ただ、その生産できるだけの量というか、ロットがないと、商売として成り立つかどうかというのは、ちょっと分からないんですけども、面白い作物は作物だと思います。

○事務局 木のサイズの的には、あちら側の時計の上下あたりですね、平均的な大きさは。ちょっと下ぐらいかな。今年、花が咲いたということで、植付けが2022年頃からということなんで、今が4年目になるのかな。

- 2番林 春政委員 オリーブの実がなりそうな感じ。でも、崖下というのは、なかなか、今、齊藤さんが言ったとおりのような気がするんだけど、なかなか植えられる……。
- 9番齊藤喜久夫委員 合う作物があればいいんですけども。
- 2番林 春政委員 あそこも、我々がおとし竹切ったんですよ、全面的に。それが切りっ放しになっているのが、すごい片付けが大変……。
- 9番齊藤喜久夫委員 すごい量ですよ。上から見てもすごいなと思って、これは、畑に戻すのは、大分労力も必要だし。
- 2番林 春政委員 数年前の台風で、あそこ水に浸っちゃったような気がするんだけど……。
- 9番齊藤喜久夫委員 北はもう本当にキャンプ地ですね。
- 議長 恐らく所有権移転になっているけれども、農地としての利用は考えていないんじゃない……。
- 9番齊藤喜久夫委員 多分そんな感じですね。ただ、道路づけをしないとだから、ちゃんとするにはね。宅地としてもあるけれども、3メートル、4メートル道路にしないと、多分うちは建たないですよ。だから、道路買って接道すれば何とかなるんじゃないの。ただ、それじゃ。
- 事務局 ——さんとしても、きれいにしてもらった竹林を今後どうしていくかが……。
- 5番野原隆男委員 値段が値段だからしょうがないね
- 9番齊藤喜久夫委員 タダみたいなものでもんね。
- 議長 取得する、よく取得したよね。
- 9番齊藤喜久夫委員 その1,700平米の賃貸しているオリーブ、それだけかなという気はしたんだけど、それにしても——ですからね。
- 議長 普通ならそれだけだよな。
- 9番齊藤喜久夫委員 1,000平米もらうのだって——ぐらいするから、考えてみれば——で取引してもおかしくないのが、——という廉価ですから。
- 議長 一応地目は農地だから、こういうふうにはせざるを得ないけれども、そうでしょうね。あまり農地としての利用は難しいでしょう。
- 9番齊藤喜久夫委員 最初からそんな感じもしますね。
- 議長 ただ、オリーブはちょっと気になりますので。
よろしいですか、ほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号2、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号2についてご説明いたします。

番号2、受人が、住所、——、——さん、譲渡人は、——
——にお住まいの——さん。

次に、申請土地の表示については、所在地が——、——、一、一の3筆、合計632平米です。ページの下に図面と案内図がありますので、ご確認をお願いします。

場所が、下袋区内の今回申請をした——さんのご自宅兼事務所である福島工務店さんの北東側に位置した場所であります。

農家の状況については、——さんが既に町内で5,695平米、農地を所有してしまして、対象農地は、現在休耕中であります。

農業従事者はご本人のみで、従事日数は200日です。

次に、資金計画のほうですが、今回贈与のため、ゼロ円となります。

計画の内容については、今回取得する農地632平米、この休耕中の農地を作付は小麦を栽培する予定ということです。

作付の時期については、今回、肥培管理中ということですので、実際に認定は来年以降をめぐりに考えているということです。

現地の状況については、こちらも中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない農地のため、第2種農地と判断されます。

その他の情報が、自然公園の第2種特別地域内であり、町道中野上96号線に接している農

地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○1番常木三郎委員 常木です。

18日に、大谷さんと坂上さんと現地を確認してきました。

場所は、下袋の大東に下りるところから100メートルぐらい北に行ったところですが、裏の写真ではきれいになっているんですけども、毎年農地パトロールのときに問題になっていた土地で、結構木が生えていたり、物が置いてあったり、大変な場所でした。そこを取りあえず農地として使ってもらえるということで、原状復帰をされている感じですが、小麦ということで、ほかのところでも栽培していますので、問題はないと思います。

では、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 今、常木さんが説明したとおりでございます。

追加の説明はございません。何年か調査いたしまして、草葉であったりして、なかなかとして稼働していないような状態ではございましたけれども、何とかですね小麦をやるということでございますけれども、よろしいのではないかとということでございます。

以上でございます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

ちなみに、福島三郎委員の5,695の土地利用は聞いている。

○事務局 基本的に小麦を……。

○議長 全部小麦。

○事務局 全部ではなかったと思うんですけども、メインが小麦ということで……

○議長 ありがとうございます。

○事務局 今回は、土地の真隣をご本人がたしか……。

○議長 なるほどね。

○事務局 あと、ご近所にも、基本的におうちのそばにあるということだったので。

○議長 これ、1人。

○事務局 そうですね。なので、あとでお話はしようと思ったんですけども、その他議案で上げようとしたソーラーパネルの関係も、すぐそばに、もう畑を持っていてということで。

○須賀 勤委員 1人でやるのはすごい。

○事務局 もともと、たしか二、三年前までは、その対象の場所ですかね。小さいショベルカーみたいなのも確かに置いたままになっていたんですけども、去年、課税部門のほうで、畑として譲り受けたというお話をしたときに、適正、税の方からも適正管理のお話した後、ショベルカーや石は去年のうちにたしか除去ということで、今の写真のような状態にしてもらえたという……。

○須賀 勤委員 本件とは関係ないの。福島工務店とは。ここが近いと、農地で買って、また無断にという可能性はないの。

○事務局長 人間的に、私から言うのも何ですけども、大丈夫だと思いますけれども。

○事務局 ちょうど、この裏面の写真の右側にある瓦屋根の大きいおうちがそうですね。

○議長 いずれにしても、遊休農地を小麦を作っていたとありがたい話。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号3、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人が、——にお住まいの——さん、譲渡人が、——の——さん。

次に、申請土地の表示について、こちらが、—————の1筆です。

場所については、根岸区内のアメリカンハウスですね。こちら、役場の裏の山沿いにあるアメリカンハウスと、以前、法生寺さんだったかな。お寺、廃寺のような場所の跡地の隣ですね。南側に面した土地であります。

農家の状況については、井上さん、現在、長瀬町では農地は所有してはいないです。

対象農地については、現在休耕中で、従事者としては、ご本人と奥さん及び——さんのご両親の4人で、年間の従事日数が、ご本人と奥さんがそれぞれ60日ずつ、ご両親がそれぞれ20日ずつとなります。

資金計画については、購入費が——円、その他資金として、資材の購入費で——円、資金調達方法は自己資金となります。

計画の内容については、こちらの畑、919平米について、休耕中の部分をまた4月頃、春先のときに、その他の議案でご相談していたミモザ、こちらを作付予定ということです。時期については、現在、予定としては、早くて来年の3月、春頃、植える予定ということです。

農地の状況については、こちらは、駅、役場等の500メートル以内の区域の農地のため、第2種農地と判断されます。

その他の情報については、県自然公園の第3種特別地域に当たり、幹線23号線に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 7月18日金曜日、現地調査で事務局の大谷さん、推進委員の堀口さん、そして私の3人で現地を見てきました。

この土地は、4月の農業委員会で、総持寺のお寺、600平米を——円で買ったという話をしましたけれども、そのすぐ隣ですね。その隣で、——さんというのは、——さんの、これ余分な話だけれども、2番目の奥さんだけれども、そこ、もう誰も土地の管理する人がなくなったんで、ちょうどよかったと思っているんじゃないかと思うんだけど、周りも、ミモザを植えるということで、これ、青年部に入っているそうなんですよ、この人は。——というんですか。あそこの息子で、今社長をやっているらしいんですけども、なかなかやり手の人らしいんで、細いような人で、体力がなさそうだけれども、資金があれ

ばいいかなと。商工会のほうも、えらく金がなくて、予算がないんで、ミモザの苗もたいして買えないんだそうだけれども、何本か買って、それが大きくなって、それから収穫というのは、気の長い話なんだけれども、徐々にやるんじゃないかなと思っています。周りは、空いている土地が多いんで、影響はないと思うんで、検討のほう、よろしく願います。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

去る7月18日、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと現地確認を行いました。あと、——さんも立ち会っていただきました。

この場所は、やはり時節柄、今、草が大体1メートルぐらいになっていますかね。そんな感じで、もう、あと、休耕地だというご説明があったように、まだ手が入っていないような状況でありました。

あとは、先ほど山口委員のほうからお話がありましたように、ミモザの苗をここに植栽して、育てて、長瀬の桜に代わったようなやり方で進めていきたいというようなことをお話しておりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

これ、植えるまでの除草管理はできそうですか。

○堀口栄一委員 除草管理、そこの辺は、ええ。

○事務局 あとは、管理機器の方なんですけど青年部の方で機材を持っている方に相談して……

○議長 そこから借りられるの。

○事務局 借りることも、借りる予定だということで、あとは、今、議員さんの中川さんに、ちょっとそこら辺も相談しているんで。

あとは、以前お話ししたときに、もともとのお寺だった、案内図でいうと、このピンク色の四角の枠の北の部分ですかね。航空写真、グーグルのは古いんですけども、こちら、今何もない状態なんですけれども、そちらに建物ですかね。一応計画はしているということですよ。ご本人いわく、加工するような工場のようなものと自宅をこちらに建てる予定ということですよ。

○議長 期待はしております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手があったので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号4、———氏が所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人については、先ほどと同様、———さん。次に、譲渡人について、こちらが、———にお住いの———さん。

申請土地の表示については、———の1筆、148平米となります。

権利内容は、売買による所有権移転となります。

対象土地の場所についてですが、先ほど見ていただいた下の案内図ですね。もともとお寺があった場所の真西の部分で、写真、裏面のページになるんですが、ほとんど擁壁になっているもの、上ですね。この枯れた杉などが載っている部分、こちらになります。

対象としては、写真のとおり、現在休耕中ということになります。

農業従事者は、先ほどと同様、ご本人と奥さん及びご両親の4人で、年間の従事日数は、ご本人と奥さんがそれぞれ60日、ご両親がそれぞれ20日ずつとなります。

資金計画については、土地の購入費が——円、その他で、こちら資材購入費等で——円で、自己資金となります。

計画の内容については、こちらの畑148平米も、ミモザの作付を計画しているところであります。

作付の時期については、対象の土地の、まずここに生えている木の伐採からちょっと始め

たいということですので、こちらについても、こちらが終わり次第、来年の3月、もしくは、植えつけの時期として秋頃を予定しているとのこと。

農地の状況については、先ほどと同様、第2種農地と判断されます。

その他情報についても同様、自然公園の第3種特別地域に当たり、こちらについては、接道は、認定外道路に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 先ほどと同じ——さんという方の件で、同じ日に見たわけなんですけれども、一緒に。私が見たときは、自分で勝手に勘違いしたんだかな。ここのお寺の解体費用も——さんが出したということで、その土地も買っちゃったのかと思ったら、これ違うんですか。

○事務局 この1枚、表紙の申請地の写真である、ピンク枠の右側にあるこちらの建物、これが前のお寺で、こちらは、解体と下の土地の購入は——さん、もしかしたら法人のほうかもしれないんですけれども、のほうが取得されていまして、場所が、こちらのお寺が乗っていた場所については、農地ではないので、恐らくもともとお寺さんの所有なので、たしか寄居の。なので、もともとが恐らく境内地とかですね。そちらを購入して宅地に変えたという状況……

○8番山口俊司委員 あれは畑じゃないわけだね。

○事務局 なので、こちらの真隣の建物があった場所については、農地ではない。

○8番山口俊司委員 というわけで、山のほうなんで、利用してもらえればいいと思うんで、検討をお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

同じく、先ほどと同様に、7月18日に山口さん、大谷さん、——さんと現地確認を行いました。

見るからに山の裾野でして、もう山の木と区別つかない。本当に畑とはいっても山林と言ったほうがいいような、本当に山林の一部に見えて、杉の木等が植えられております。ここ

を切って、先ほどお話がありましたように、ミモザを植えるということで、見たままお話ししたところで、そんなところで、よろしく願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

土地購入費——と言ったけれども、資料のほう、造成費に——になっているんですけども、購入費はない。

○事務局 失礼しました。こちら誤りでした。購入費のほうが——円です、すみません。

○須賀 勤委員 じゃ、畑をならすみたいなの、それこそ山林みたいなら、これ、何もなし。——じゃ、ちょっと……。

○事務局 あとは、——さんの優先事項としては、将来的におうちや工場を建てるに当たって、先にこの木を伐採しておきたいということで、じゃないと建物の建築に障るということなので。

○10番松本高正委員 これ、写真見ると、これ手前の草原というのは、別の土地なんですか。

○事務局 私が撮ったこの写真は、また別の、これが……

○10番松本高正委員 この木の生えているところが

○事務局 木の真下に擁壁ですかね。この上の部分……。

○10番松本高正委員 そこから

○事務局 なので、この写真を撮影した私が立っているところの辺りに、早ければ来年中に建物を建設、建築確認自体は進めているそうなので。

○10番松本高正委員 この木は全部切らなくていい

○議長 これは農地なんでしょう。これ、農地だから復元しなくちゃ

○事務局 上の今回申請対象の場所は、そのまま畑ですね。下の青い草が生えているところは、こちらは宅地。

○須賀 勤委員 造成費とかないでしょう。結局、畑にするんじゃ、復旧する 金がかかるそうなんだけれども、根っこを掘るようだろうから、こんな木じゃ。その辺の予算がどうなのかなと思って、これ書いてあるんだけれども、この写真を見ると、その辺気になるけど。

○議長 農地としての利用は難しいかも、これ、所有権移転をしても、その後の土地利用は転用になるかも分からない。

○事務局 確かに、昨年から今までは、今回の年とは別ですけども、お寺のほうですかね。壊してからのスパンは比較的早いですね。

○事務局 元のお寺があった場所が、結構崩れそうだったので、屋根が曲がっていたんですよ。

○議長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号5、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人が、ご住所、——、——さん、譲渡人が、ご住所、——、——さん。

申請土地の表示については、——の1筆、332平米となります。地目が畑です。

権利の内容については、売買による所有権移転となります。

下のページに案内図のほうがございます。

場所については、上袋区内、高砂保育園の南側50メートル。申請地、ピンク色で囲った四角の下、こちらに、——さんが所有されていて、今、実際に自邸としてお住まいになっているおうちの隣となっております。

農家の状況については、現在、——さん、農地は所有しておらず、対象農地については休耕中となります。

従事者はご本人のみで、年間従事日数が、ご本人の200日となります。

次に、資金計画については、土地購入費——円で、自己資金となります。

次に、今回取得する農地の計画内容について、332平米の畑、休耕中のものを作付が露地野菜や果樹ですね。柿、栗、梨、梅、あとイチジクやブドウを予定しているとのこと。

作付時期については、許可後から進めるということでお話を伺っております。

農地の状況、こちらは、300メートル以内に駅、役場が存在する農地のため、第3種農地と判断されます。

その他情報については、自然公園の普通地域に当たり、認定外道路に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 説明させていただきます。

7月18日に事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行きました。

場所は、事務局の説明にあったとおり、高砂保育園の南側50メートルのところにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたところ、現地は雑草が繁茂してはいましたが、植える予定の果樹は、今、隣接している自宅、要は住宅地内にて既に鉢植えで管理されていました。今後の作付についても意欲的でしたので、問題はないと思います。——さん本人と一緒に説明をしたわけなんですけど、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

同じく18日に、農業委員の野原さん、それから事務局の大谷さん、申請人の——さんと現地確認を行いました。

——さん、訳あって——というところになっていますけれども、いずれこちらのほうに、土地をもうつくられて、こちらのほうに移り住むということで、今回の申請地は、その——宅のすぐ裏側に当たります。畑の周りには、もう既に——さんが植えたヒマワリがずっと、畑の周りには植わってました。

現在は草地になっておりますけれども、先ほどから話がありますように、いろんな種類の苗、柿とか梅、栗、オリーブ、レモン、それから柑橘類、いろんなものを植える予定とのことで、母屋の庭先に鉢入れのものが所狭しと、もう準備されておりました。

ただ、感じたのは、畑で主としてこれをやるということよりも、趣味的に、こういうふう

にいろいろなものを作って、それで葉を取って、いろんなことをしたり、それを楽しみたいというような、そんな感じで受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

問題ないかな。

まだこっちに住んでいないの。

○事務局 住民票はまだなんですけれども、体はこっちにあるということなので、現地確認の相談、日程調整のお話ししたときに、いつでも大丈夫ですよという……。あとは、おうちに猫ですかね。ご本人が飼われてて体はこちらにあるようです。

○議長 お一人。

○事務局 単身ですね。

○議長 よろしいでしょうか。

○須賀 勤委員 ちょっと1点だけ。これ、木を植樹、植えちゃうの。

○事務局 全部とはいかないかもしれないですけども、多分、畑が……

○須賀 勤委員 栗を植えちゃうと、結構大きくなるから、周りのうちへ出るから、その辺は、大きくなる、2メートルから3メートルに。

○議長 ちょっとフォローしておきます。

○事務局 許可証を渡すときに、私のほうからも伝えておきます。

○議長 それでは、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件についてを議題とします。

はじめに、農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を——
——氏が建売住宅へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人が、——、——
さん、譲渡人が、——、——さん。

申請土地の表示については、——、地目、畑で、面積が1,252平米
の1筆となります。

転用の目的については、建売住宅となり、権利内容は、売買による所有権移転の設定とな
ります。

対象箇所については、下の案内図、こちらの右側ですね。こちらは、保健センターの駐車
場の端になります。なので、駐車場を出たところの道向かいの土地となります。

申請事由については、町内で建売住宅の候補地選定していたところ、対象土地、日当たり
がよい。あとは、交通の便も比較的悪くないということで、こちらのほうで、対象の土地を
裏面に図面と配置図、立面図あるんですが、こちらのように、縦に4分割、そして、南側に
進入路、共有の私道を設置して、4棟、下の立面図のような建売住宅を建てて、分譲として
販売したく、申請に至ったとのこと。

資金計画については、土地購入費が——円、造成費が——円、建築費が合計で
——円、融資資金となります。

農地の状況については、300平米以内に役場等が存在する農地のため、第3種農地と判断
されます。

その他情報が、県の自然公園、普通地域内にあり、町道本野上線34号線に接している農地
になります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 7月18日に、事務局の大谷さん、推進委員の堀口さん、そして私の3人
で現地を見てきました。

場所は、保健センターの西側の入り口の本当の西の反対側で、今は草が1メートルぐらい

の高さに生えていますけれども、この周りは静かなところで、何の問題もないと思うので、よろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

去る18日に、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと現地確認を行いました。

先ほど話もありましたように、もうすごい背丈の高い草地となっております。売却する譲渡人さんが——に住んでいるということで、目が届かなかったのか、あるいは、もう不用だということで、もう全く手つけずに置いてあるのか、その辺については、ちょっと計り知れないところはありますけれども、ただ、環境的には大変いい場所だと思います。

今現在、南東入り口辺りにですかね。電柱がありまして、街路灯については電柱なので、それを移設するというようなお話で伺っております。

以上です。ご審議のほど、お願いします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 これ、今、土地の西側、ここは畑ですよ、見た感じ。写真で見る限り畑で、アパートが、戸建てなのかな。2階建ての、戸建てのうちこれ、畑との距離というと、どのくらい。

○事務局 隣接の……。

○須賀 勤委員 畑との境がよく、これ細かくて、何メートルと書いてあるんだけど、多分東側、畑の持ち主だと東側の日当たりが、がくんと落ちる、2階建てだと。

○事務局 西側が1.7メートル、おうちとの距離が。北側については、1.5メートル。あと、北側の畑のほうが、現地を見た限りですと、草は刈って、耕作自体は休耕中。ただ、維持管理として草刈りはしているような状況です。

○須賀 勤委員 西側も。

○事務局 西側のほうは、西と南は、耕作されて、特に南側は熱心にされていたので、トタンに囲ったスイカ畑がありました。

○須賀 勤委員 自宅が南側ならいいけど2階建てができちゃうと。

○議長 畑の持ち主に話はしてあるの。

○事務局 お話自体はされているよということだったので、今回、申請書に同意書のほうも、ご本人署名で、北と西と南ですね。同意書のほうは、今回は別添でついてますね。

○須賀 勤委員 ちょっと近そうだったんで。

○事務局 あとは、北で一部、北側の道路に接しているほうの北側のほうですね。去年ですかね、おうち建った、————さんという外国の方、こちらの土地の、——さんのほうにも同意書のほう、同意のほうは受けていますね。確かに、ちょっと伸びた草が——さんのほうに出ていますね。

○議長 一応、隣接する地域の方には同意書を取ってあるそうなので。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号2、——氏が所有の農地を————
————氏が進入路として一時転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、————、————
——氏、譲渡人が、————お住まいの——さん。

申請土地の表示については、————、地目、畑の1筆、183平米です。

転用目的については、先月の5条の申請でありました蓄電池の建設、そちらに当たっての工事車両の進入路としての一時転用となります。

権利の内容については、賃借権の設定となります。

場所の図面なんですけど、下の案内図のほうですね。豊島製作所の真裏、お墓があるんです

が、その周り、こちらのピンク色で囲った部分に当たります。

申請の理由については、今回、蓄電池建設するに当たって、大型車両、全ての時期ではないんですが、一時的に大型車両がこちらの土地、進入せざるを得ない。こちらを使わないと、ちょっと建設のほうが進められないということでしたので、一時転用という形で今回申請がありました、ちょっと切り返しの関係で入らせてほしいということで。

計画のほうは、資金計画については、今回は賃借については無償での貸出しとなりますので、資金はゼロ円となります。

農地の状況については、農地区分が、300平米以内に駅、役場が存在する農地ということで、第3種農地と判断されます。

その他情報としては、自然公園の普通地域に当たり、前橋・長瀬の県道に接している農地になります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1 番常木三郎委員の説明をお願いします。

○1 番常木三郎委員 常木です。

17日に坂上さんと大谷さんと現地を確認に行きました。

先月の蓄電池の土地の脇で、切り返しのためにどうしても入らなくてはならないということなので、仕方ないということかなと思います。よろしくお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 ただいま常木さんがおっしゃられまして、私からは、本当に一つも申し上げることがないんで、線路の近くで、もうひもを引っ張ったりして、ここですよと示してました。先月ご審議いただきました土地の延長でございますので、特別に問題点はないと思います。よろしくお願いします。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

問題ないね。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、まず最初に、8月の委員会日程でございます。

次第のところを書いてありますとおり、8月の委員会は25日月曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、8月25日月曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から連絡等何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力をありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして令和7年第7回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時33分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年7月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 常 木 三 郎

署名委員 林 春 政